

意見書案第 2 3 号

基礎控除額の引上げを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 堀 添 健

〃 宗 田 裕 之

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

基礎控除額の引上げを求める意見書

配偶者の年収が１０３万円など一定の金額を超えると世帯主の扶養から外れて税金や社会保険料の支払が必要となり、結果としてパートタイムなど短時間で働く労働者が労働時間を調整しようとする、いわゆる「年収の壁」問題がある。

中でも、今国会において盛んに議論がなされている、所得税の課税対象基準である１０３万円という基礎控除額と給与所得控除額の合計金額が設定されたのは約３０年前の平成７年であり、以来、我が国では所得税の課税対象基準額が変わっていないという異様な状況にあるが、少なくとも平成７年以降、最低賃金は上がっていることから基礎控除額もそれに合わせて引き上げるべきである。

この点、石破首相は新政権発足後の就任記者会見において、２０３０年半ばまでに全国加重平均の最低賃金を１，５００円に引き上げるとの従来の政府目標を２０２０年代に前倒しすると表明しており、そのためには最低賃金を毎年７％以上増額することが必要となるが、現在のデフレ状況を放置したまま、毎年７％以上の最低賃金引上げを強行すれば、不況に苦しむ中小零細企業の多くが倒産、廃業していくこととなり社会的影響は大きい。

すなわち、「年収の壁」問題を放置したまま名目賃金が引き上がると、年収の壁に到達するまでに必要となる労働時間はその分短くなり、労働者の労働時間の調整が深刻化することになるなど、年収の壁を引き上げることなく最低賃金を引き上げることは政策論として課題が残る。

他方、「年収の壁」問題の解決策の一つとして、基礎年金の受給額を底上げするために厚生年金の加入対象拡大の主張もあるが、この主張は年収とは関係なくパートタイム等で働くことを選択した労働者からも社会保険料を徴収することになり、結果として安い労働力として労働市場に投入されることにつながるなど多くの問題を内包していると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、「年収の壁」問題を解決するため、速やかに基礎控除額を引き上げることが強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣